

札幌市安全・安心な食のまち 推進条例の趣旨

【 目 次 】

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 総則（第1条～第7条） | 2 |
| 2 | 食の安全・安心の確保を推進するための計画（第8条） | 12 |
| 3 | 食の安全・安心の確保に関する施策（第9条～第26条） | 14 |
| 4 | 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（第27条） | 34 |
| 5 | 雑則（第28条） | 35 |

1 総則（第1条～第7条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民及び観光客その他の滞在者（以下「観光客等」という。）の健康を保護し、安全・安心な食のまち・さっぽろを実現することを目的とする。

本条は、この条例を制定する目的を明らかにしたものです。

この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、本市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするものです。また、本市の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、

- (1) 市民及び観光客その他の滞在者の健康を保護すること
- (2) 安全・安心な食のまち・さっぽろを実現すること

を目的としています。

本市は、道内最大の消費地であるとともに、道内有数の観光都市でもあることから、市民だけではなく、本市を訪れる観光客等の健康を保護することについても条例の目的としたものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品等の安全性並びに食品等に対する市民及び観光客等の信頼をいう。
- (2) 安全・安心な食のまち・さっぽろ 本市において、次に掲げるような状況にあって、食の安全・安心が確保されていることをいう。
 - ア 一人一人の市民が、食品等の安全性について理解と関心を有していること。
 - イ 個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動していること。
 - ウ 市民と事業者との間で食に関する信頼関係が構築されていること。
 - エ 食品等の生産から消費又は使用に至る一連の行程の各段階において、安全の管理が図られていること。
 - オ 本市に関わる食品等を消費し、又は使用する者が、その食品等の安全性を認識し、かつ、その食品等を信頼していること。
 - カ 市民及び観光客等が、安心して食を楽しめること。
- (3) 食品 全ての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- (4) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）、添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (5) 事業者 食品等に関する生産、採取、製造、輸入、加工、販売その他の事業活動を行う者をいう。
- (6) 特定事業者 次に掲げる事業者又は団体であって、市内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
 - ア 食品等の生産、採取、製造、輸入又は加工を業とする事業者（規則で定めるものを除く。）
 - イ 食品等の販売を業とする事業者であって、規則で定めるもの
 - ウ 農林水産物（食品の原料又は材料として使用されるものを含む。）の生産又は採取を業とする事業者が組織する団体

本条は、この条例の中で用いる用語を定義したものです。

第1号

「食品等の安全性」とは、科学的な根拠に基づき健康への悪影響が十分に予防・抑制されている食品等の品質的な面での状態をいい、「食品等に対する市民及び観光客等の信頼」とは、食品等の安全性が確保され、その安全性を市民や観光客等が認識し、信用し、また安心してしている心理的な状態をいいます。

第2号

本条例の目的としてその実現を掲げている「安全・安心な食のまち・さっぽろ」は、次のような状態の下で、食の安全・安心が確保されている札幌のまちのことをいいます。

- 1 一人一人の市民が、食品等の安全性について理解と関心を有していること。

市民は、単に食品供給の受け手ではなく、食品等の安全性の確保に重要な役割を持っていることを自覚し、自らの役割を積極的に果たすことが求められます。

- 2 個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動していること。

安全な食品の供給について最も重要な責任を負う事業者は、その責任を常に念頭に置き、行動する必要があります。

- 3 市民と事業者との間で食に関する信頼関係が構築されていること。

食の安全・安心の確保に関して、連携及び協働による取組を進めるには、市民と事業者の間で情報を共有し、相互理解を深めることにより、信頼関係を築くことが必要不可欠です。

- 4 食品等の生産から消費又は使用に至る一連の行程の各段階において、安全の管理が図られていること。

生産、採取、製造、加工、流通、消費又は使用までの各段階における様々な要素が最終的に食品等の安全性に影響を及ぼすため、全ての段階において食品等の安全管理について必要な措置が講じられることが必要です。

- 5 本市に関わる食品等を消費し、又は使用する者が、その食品等の安全性を認識し、かつ、その食品等を信頼していること。

食の安全・安心の観点から本市に関わる食品等に付加価値が付くことで、本市の食産業や観光の振興に寄与することができます。

- 6 市民及び観光客等が、安心して食を楽しめること。

食品等の安全性が確保され、その安全性に対する信頼が確保されることで、市民及び観光客等は、札幌の食を楽しむことができます。

第3号

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第2条及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する「食品」と同様の意味であり、人が飲食の目的で摂取する全てのものを指します。

第4号

「食品等」とは、本条第3号で定義した「食品」、食品衛生法第4条第2項に規定する「添加物」、同条第3項に規定する「器具」及び同条第4項に規定する「容器包装」を総称したものです。

なお、食品の「原料又は材料として使用される農林水産物」とは、いまだ飲食物とはいえないが、飲食物となり得る状態にあるものが該当します（例えば、食品となることが明らかとなっている収穫前の穀物、いけすにいる魚介類などが該当します。）。

第5号

農林水産物の生産者、食品等の製造・加工業者、卸売業者、輸入業者、流通運搬業者、小売業者、飲食店営業者など、食品等の生産から販売に至る各段階に係る事業活動を行う者を「事業者」とします。

第6号

「特定事業者」とは、第25条に規定する自主回収報告制度の報告義務の対象となる事業者をいい、①食品等の生産、採取、製造、輸入又は加工を業とする事業者の一部②販売者の一部③農林水産物の生産又は採取を業とする事業者が組織する団体、のいずれかであり、かつ、本市の区域内に事務所、事業所等を有する者となります。なお、「事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所」とは、本社、支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、倉庫、ほ場（耕作地）等をいいます。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 食の安全・安心を確保するに当たっては、市民及び観光客等の健康保護が最も重要であるという認識の下に、必要な措置が講じられること。**
- (2) 食品等の生産から消費又は使用に至る一連の行程の各段階において、市及び事業者並びに市民がそれぞれの責務又は役割を主体的に果たすこと。**
- (3) 市民、事業者及び市が情報を共有し、相互に理解を深め、連携を図り、及び協働して、食の安全・安心に関する取組が行われること。**
- (4) 食品等による健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられること。**
- (5) 食の安全・安心の確保が、食を通じた魅力あるまちづくりを支える基盤であり、食産業及び観光の振興にも寄与するとの認識の下に、食の安全・安心の確保に関する取組が行われること。**

本条は、この条例の基本とする理念を規定したものであり、この条例の解釈及び運用の指針となるものです。

第1号

食の安全・安心の確保については、市民及び観光客等の健康を守ることが最も重要であるというこの条例の基本的な考え方を明らかにしています。

第2号

食品等は、生産から消費又は使用まで一連の行程を経て供給されるため、たとえその行程の一部であっても安全性や信頼性が損なわれることがあれば、安全・安心な食品等を供給することはできません。

このため、食品等の生産から消費又は使用に至る行程の各段階において、市、事業者及び市民は、それぞれ自らの責務や役割を主体的に果たし、適切な措置を講じなければなりません。

第3号

食の安全・安心の確保は、行政だけで実現できるものではなく、事業者や市民がそれぞれの責務や役割を認識して取り組むことで初めて実現されるものであり、そのためにはお互いを理解し合い、信頼関係を確立し、連携及び協働を図ることが必要であ

ることを明らかにしています。

第4号

食品等による健康への悪影響を未然に防止するために、本市は食の安全・安心の確保に関する施策を、当該施策の実施時点での最新の科学的知見に基づき行うとともに、事業者も、科学的知見を踏まえつつ、食品等のリスクを一層低減するよう必要な措置を自主的及び積極的に取り組んでいく必要があります。

第5号

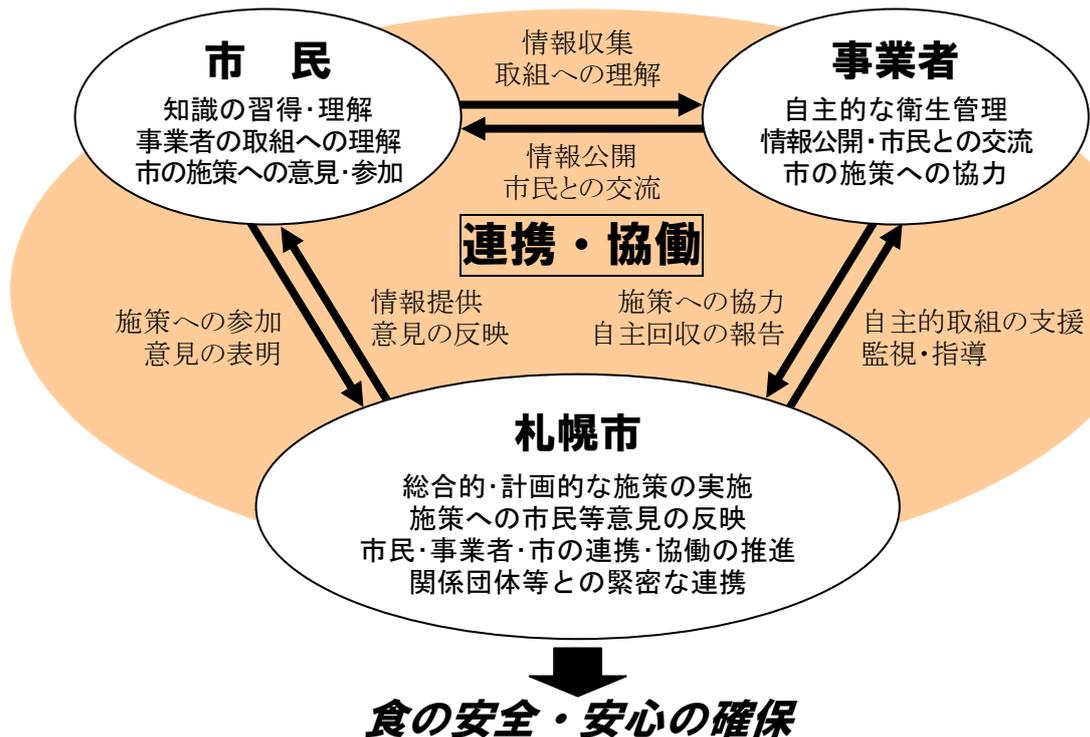
大消費地であり、また観光都市でもある本市にとって、食の安全・安心は、市民及び本市を訪れる観光客等にとって大きな魅力である一方、事件及び事故により一たびその食への信頼が揺らぐと、市民生活のみならず、本市の食産業や観光にも大きな影響を与えることとなります。

このため、食の安全・安心の観点から、食産業及び観光の振興に寄与する取組を行うことが必要です。

◆「協働」とは◆

同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力して取り組むことを「協働」といいます。

◆市民・事業者・市による連携・協働◆



(市の責務)

第4条 市は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者の意見を食の安全・安心の確保に関する施策に反映させるために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民、事業者及び市の連携及び協働により、食の安全・安心の確保に関する取組が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、食の安全・安心の確保に関する施策を円滑かつ効果的に実施するよう国、他の地方公共団体その他の関係団体等との密接な連携に努めるものとする。

食の安全・安心の確保を実施するために必要な本市の責務を明らかにしています。

第1項

本市の責務として、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施することを規定しています。

なお、実施する施策の基本的な事項については、この条例の第3章に規定しています。

第2項

本市が実施する施策には、市民及び事業者の意見が反映される必要があることを改めて確認したものです。

第3項

本市は、市民、事業者及び市の三者が連携及び協働して食の安全・安心の確保に関する取組を進めていけるよう、必要な環境を整える必要があることを明らかにしたものです。

第4項

食品の大量生産、広域流通等により、例えば食中毒等の事故が発生した場合、その影響は広範囲に及ぶこととなります。よって、本市における施策を円滑かつ効果的に実施するために、国、他の地方公共団体及び関係団体等との密接な連携に努めることを市の責務として規定しています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずるとともに、自主的な衛生管理を積極的に実施しなければならない。

2 事業者は、食品等の分かりやすい表示、正確かつ適切な情報の公開及び提供並びに市民との積極的な交流等を通じて、食品等に対する市民及び観光客等の信頼の確保に努めるものとする。

3 事業者は、食の安全・安心の確保に関する市の施策に協力するものとする。

事業者は、それぞれの事業活動において、市民の生命や健康に直接影響を及ぼす食品等を取り扱っています。その認識の下に、事業者が果たすべき責務を明らかにしています。

第1項

事業者は、市民及び観光客等に安全な食品等を提供する上で、第一義的な責任を有していることから、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずるとともに、自主的な衛生管理を積極的に実施する必要があります。

第2項

事業者は、法令を遵守することはもとより、市民及び観光客等にとって分かりやすい表示を心掛け、また、正確かつ適切な情報公開、市民との積極的な交流等を通じて、食品等に対する市民及び観光客等の信頼の確保に努める責務があります。

第3項

食の安全・安心の確保に関する市の施策を推進するためには、市民及び観光客等に対し、安全な食品等を提供する責務のある事業者の協力が必要不可欠です。

(市民の役割)

第6条 市民は、次に掲げる事項に取り組むよう努めることにより、食の安全・安心の確保に関し積極的な役割を果たすものとする。

- (1) 食品等の選択に当たって適切に判断できるように食品等の表示に関する必要な知識を身に付けるとともに、食品等の保存、調理、使用その他の取扱いによって健康に悪影響を及ぼすことがないように食品等の安全性に関する知識と理解を深めること。
- (2) 事業者の食の安全・安心の確保に関する取組について理解を深めるとともに、その取組に意見を表明し、及び協力すること。
- (3) 食の安全・安心の確保に関する市の施策に意見を表明し、及び参加すること。

市民は、食品供給の単なる受け手ではなく、自らの判断で食品の購入や消費行動を選択することで、意思を表明することができる大きな影響力のある存在です。この存在の大きさを自覚し、市民は食の安全・安心の確保について、積極的な役割を果たす必要があります。

第1号

市民は、消費者として、食品等を選択する上で必要な表示に関する知識を身に付けるとともに、自らの取扱いによって食品等の安全性を損ねることのないよう、進んで食品等の安全性に関する知識と理解を深めるよう努める必要があります。

第2号

市民の理解と協力は、事業者の更なる自主的取組の促進につながります。食品の購買行動等を通じて常に事業者と関わりを持っている市民は、事業者に対し大きな影響があることを認識し、事業者の取組に理解を深め、その取組に意見を述べたり、協力したりするようにすることが求められます。

第3号

市民の役割として、食の安全・安心の確保に関する市の施策に意見を述べたり、参加したりするよう努めることを明らかにしています。これは、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たり、市民の積極的な参画を期待するものです。

(財政上の措置)

第7条 市は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

本市は、食の安全・安心の確保に関する施策を確実に推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

2 食の安全・安心の確保を推進するための計画（第8条）

第2章 食の安全・安心の確保を推進するための計画

（推進計画）

第8条 市長は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定めた場合は、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議に報告するとともに、公表しなければならない。

本条は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）について規定したものです。

第1項

市長は、推進計画を策定します。

第2項

推進計画では、食の安全・安心の確保に関する施策の大綱のほか、施策を実施するために必要な事項を定めます。

第3項

推進計画の策定に当たっては、市民の意見を反映したものとなるよう、市長の附属機関である「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」（第27条）の意見を事前に聴き、また、市民意見を募集するパブリックコメントを実施するなど、適切な措置を講じた上で策定します。

第4項

推進計画を定めたときは、速やかに公表することとします。

第5項

推進計画を変更する際についても、市民意見を反映させることとし、変更後の計画は、速やかに公表することとします。

第6項

推進計画に基づき講じた施策の透明性を高めるため、毎年度、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」に報告するとともに、その内容を公表することとしています。

3 食の安全・安心の確保に関する施策（第9条～第26条）

第3章 食の安全・安心の確保に関する施策

（生産から販売までの監視、指導等）

第9条 市は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、関係機関と連携を図りながら、監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

本条は、第5条第1項に規定する事業者の責務が果たされることにより、食品等の安全性が確保されるよう、本市が、食品等の生産から販売に至る一連の行程において、関係法令に基づく監視を的確に実施するとともに、指導、検査等必要な措置を講ずることについて明らかにするものです。

なお、第3条第2号において「生産から消費又は使用に至る」としているのに対し、本条では「生産から販売に至る」としているのは、本条が事業者を対象とし、消費者である市民は対象としていないためです。

(調査研究の推進等)

第10条 市は、食品等の安全性の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき効果的に実施するため、調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

本市は、食の安全・安心の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき効果的に実施するため、調査や試験研究を推進するとともに、市民、事業者及び本市が情報を共有し、協力して取組を進めるため、調査研究の成果を普及啓発することを明らかにしています。

(情報の収集等及び提供)

第11条 市は、食の安全・安心の確保に関し、情報の収集、整理、分析等を行い、市民、観光客等及び事業者に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

食の安全・安心の確保の取組を進める上で、情報を共有することは極めて重要です。また、情報の共有化は、健康への悪影響の未然防止にもつながります。

このため、本市は、健康への悪影響を未然に防止する上で有益な情報の収集、整理、分析等を行い、市民、観光客等及び事業者に対し、情報誌やホームページなどにより積極的に情報提供を行うことを明らかにしています。

(事業者による情報の公開及び提供の推進)

第12条 市は、事業者が自主的に行う食の安全・安心の確保のための取組に関し、事業者による情報の公開及び提供が推進されるよう、必要な支援を行うものとする。

事業者の食の安全・安心の確保のための取組を市民及び観光客等が認識することは、食品等の安全性に対する信頼の向上につながります。このため、本市は、事業者による食の安全・安心の確保のための自主的な取組に関する情報の公開・提供を推進するため、事業者の支援を行います。

※ 本市が現在実施している施策

◆さっぽろ食の安全・安心推進協定制度◆

札幌市と食品関係の事業者や団体が、より一層の食の安全確保と信頼性の向上に向けて、食の安全・安心について連携・協働して取り組むことを目的として協定を締結する制度。協定を締結した事業者・団体は食の安全・安心の取組を「マイルール」として公開し、本市はその取組を広く市民に情報提供します。



さっぽろ食の安全・安心推進協定

協定ロゴマーク

(情報及び意見の交換の促進等)

第13条 市は、食の安全・安心の確保に関し、市民、事業者及び市の連携及び協働による取組が推進されるよう、相互の情報及び意見の交換の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

生産から消費に至るまでの一貫した食の安全・安心を確保し、その水準をさらに高めるためには、市民と事業者の信頼関係の構築及び連携・協働した取組が不可欠です。このため、本市は、市民と事業者の交流の場を提供するなど、情報共有や意見交換の促進を図ります。

(適正表示の推進)

第14条 市は、食の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている食品等の表示が適正に行われるよう、事業者に対し必要な助言及び指導を行うとともに、市民に対する食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

表示は、市民が食品等を選択する上で重要な役割があるとともに、食品等の安全性の確保に大きな関わりがあります。また、食品等による事故が発生した際には、原因究明や製品回収などの被害の拡大防止措置を迅速かつ的確に行うための手掛かりとなります。

このため、本市は、事業者に対し、表示が適正に行われるよう助言及び指導を行うとともに、市民に対しても、食品表示制度についての普及啓発を行います。

(地産地消の推進)

第15条 市は、地産地消の推進を通じて、食の安全・安心の確保に資する食品の生産及び供給の拡大を図るとともに、市民と事業者の相互理解及び両者の食の安全・安心の確保に関する意識の向上を図るものとする。

地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」によって、市民は、生産者を身近に感じ、新鮮で豊かな食生活を享受することができます。

本市は、地産地消の推進を通じ、食の安全・安心の確保に資する食品の生産・供給の拡大を図るとともに、市民と事業者の相互理解や食の安全・安心の確保に関する意識の向上を図ります。

(学習の機会の提供等)

第16条 市は、市民及び事業者が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食の安全・安心の確保に関する取組を適切に行えるよう、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

市民や事業者がそれぞれの役割又は責務を果たせるよう、本市は、食の安全・安心の確保に関する知識を学ぶ機会の提供や広報活動の充実を図るなど、必要な取組を行うことを明らかにしています。

(食育の推進)

第17条 市は、市民、特に子どもたちが食の大切さ及び食品等の安全性に関する理解を深め、適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

食の安全・安心の確保のためには、市民が様々な場面で食品等の安全性について考え、正しい知識を習得し、理解する必要性があります。このため、本市は、教育、地域、家庭といった幅広い場における食育の推進を通じ、市民、特に子どもたちに対し、食の安全・安心の確保に関する知識の普及啓発を行います。

◆「食育」◆

「食育」とは、食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

(人材の育成)

第18条 市は、食の安全・安心の確保の推進を担うべき高度な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

食の安全・安心の確保のためには、高い専門性と併せて、実践的な知識と能力を有する人材が必要です。このような人材は、行政だけではなく、市民及び事業者においても必要であり、本市は、これらの人材育成に必要な措置を講ずることとします。

(環境への配慮)

第19条 市は、食の安全・安心の確保に関する施策の実施に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮するとともに、必要に応じ環境保全のための施策との連携を図るものとする。

食品は、一般的に環境の恵みの中で生産されるものであることから、環境の保全は、食品等の安全性の確保の観点からも重要です。

このため、本条では、本市が食の安全・安心の確保に関する施策を行う場合に、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮するとともに、必要に応じ環境保全のための施策との連携を図ることを明らかにしています。

(市民の自発的な取組の支援)

第20条 市は、市民による食の安全・安心の確保に関する自発的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

本市は、市民による食の安全・安心の確保に関する自発的な取組を促すため、情報の提供、出前講座や講習会の講師派遣等必要な支援を行います。

(事業者の自主的な取組の促進)

第21条 市は、事業者による食品等の安全性の確保に関する自主的な取組を促進するため、高度な衛生管理を行う事業者の取組を推進する制度の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、食の安全・安心の確保について第一義的な責任を有していることから、法令を順守することはもとより、自主的な取組の実施がその責務として求められています。

本条は、食品等の安全性の確保に関する事業者の自主的な取組を促進するため、市が、必要な措置を実施することを明らかにするものです。現在、本市においては、高度な衛生管理を行う食品取扱施設を認定する「札幌市食品衛生管理認定制度」導入への支援及び助言、食品衛生知識普及のための講習会の開催等の施策を行っています。

※ 本市が現在実施している施策

◆札幌市食品衛生管理認定制度「しよくまる」◆

HACCPの考え方にに基づき、的確な衛生管理を自主的に行っている食品取扱施設を認定する制度です。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

原材料の受入から製造、出荷までの各工程をしっかりと管理することで、全ての製品の安全性を確保しようという衛生管理システム。



認定制度ロゴマーク
「しよくまる」

(表彰)

第22条 市長は、食の安全・安心の確保に関し、特に優れた取組をした者を表彰することができる。

食の安全・安心の確保に関する意識の向上を図るため、特に優れた取組を行っており、他の模範となる市民や事業者に対し、市長が表彰することができることを明らかにしたものです。

(食産業及び観光の振興への寄与)

第23条 市は、食産業及び観光の振興に寄与するため、事業者との連携及び協働により、食の安全・安心の確保の観点から必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

本条例では、基本理念の1つとして、食産業及び観光への寄与を掲げています。

基本理念にのっとり、本市は、食産業・観光の振興に寄与するため、食の安全・安心の観点から食の付加価値を高めるなど、事業者との連携及び協働により必要な措置を講ずるよう努めることを明らかにしています。

(危機管理体制の整備等)

第24条 市は、食品等による健康への重大な被害の発生を未然に防止し、又は当該被害が発生した場合に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

本条は、本市が大規模かつ広域に被害が及ぶような重大な食品事故の発生といった緊急事態について、その発生を防止し、緊急事態が発生した場合には適切に事態へ対処できるよう、体制の整備等の措置を講じることを明らかにしています。

具体的には、危機発生時においては、正確な状況把握とともに、被害の拡大防止のための迅速かつ的確な対応が必要であることから、本市における部局間の連携、関係機関との協力体制の整備、危機管理マニュアルの整備、模擬訓練の実施等を行います。

(自主回収の報告等)

第25条 特定事業者は、生産、採取、製造、輸入、加工又は販売を行った食品等の自主的な回収（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて行うものを除く。以下「自主回収」という。）に着手した場合において、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、速やかに当該自主回収の着手について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第19条第2項の規定に違反する食品等にあつては、規則で定めるものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、健康への被害を未然に防止し、又は当該被害の拡大を防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する食品等の自主回収の着手については、前項の規定は、適用しない。

(1) 消費者に販売されていないことが明らかであるもの

(2) 販売の相手方である消費者が特定されているもの（当該販売を行った事業者において、当該消費者に直ちに連絡をすることができる場合に限る。）

(3) 市外において生産、採取、製造、輸入又は加工を行った食品等であつて、市内に流通していないことが明らかであるもの

3 第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る自主回収を終了した場合は、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

食品等による健康被害を未然に防止し、又は当該被害の拡大を防止するためには、本市が、市民の健康に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等を把握し、それを市民に公表することで、当該食品等が市民に消費されることを防止する必要があります。

本条に規定する自主回収報告制度の仕組みは、第2条第6号に規定する特定事業者が食品衛生法違反等のため自主回収を行った場合に、その内容を本市に報告することを義務付け、本市は報告された情報をホームページ等に掲載し、周知を図るものです。

なお、この制度は、事業者に対し、自主回収の報告を義務付けるものであり、自主回収自体を義務付けるものではありません。また、法令に基づく命令又は書面による回収

の指導を受けて行う回収は、自主回収とはなりません。

第1項

特定事業者が行う一部の自主回収の着手について、市長に報告義務があることを明らかにしています。

なお、食品衛生法第19条第2項の規定に違反する食品等の自主回収の着手については、別途規則で定められるもの（消費期限又は賞味期限の表示基準に違反するものなど）のみが、報告義務の対象となります。

第2項

次のような場合は、自主回収報告制度の適用対象外とし、報告義務を課さないこととします。

1 消費者に販売をされていないことが明らかであるもの

販売されていないことから、市民及び観光客等に健康被害が発生する可能性が低い
ため。

例) 製造所から出荷された商品が小売店の店頭で並ぶ前に回収された場合

2 販売の相手方である消費者が特定されているもの（当該販売をした事業者において、当該消費者に直ちに連絡することができる場合に限る。）

事業者から購入者に情報を周知できることから、本市が情報提供する必要性が低い
ため。

例) 通信販売や宅配等で顧客リストが整っており、事業者から全ての購入者に対し
自主回収情報を周知できる場合

3 市外において生産、採取、製造、輸入又は加工をした食品等であって、市内に流通
していないことが明らかであるもの

市内流通がないことから、市民や観光客等に健康被害が発生する可能性は低い
ため。

例) 市内及び市外に事業所等のある製造者が、市外の工場で製造した食品を市外
で販売した場合

第3項

本条第1項の規定による自主回収の着手報告を行った特定事業者は、当該自主回収の終了時に、市長に対してその旨を報告しなければならないことを明らかにしています。

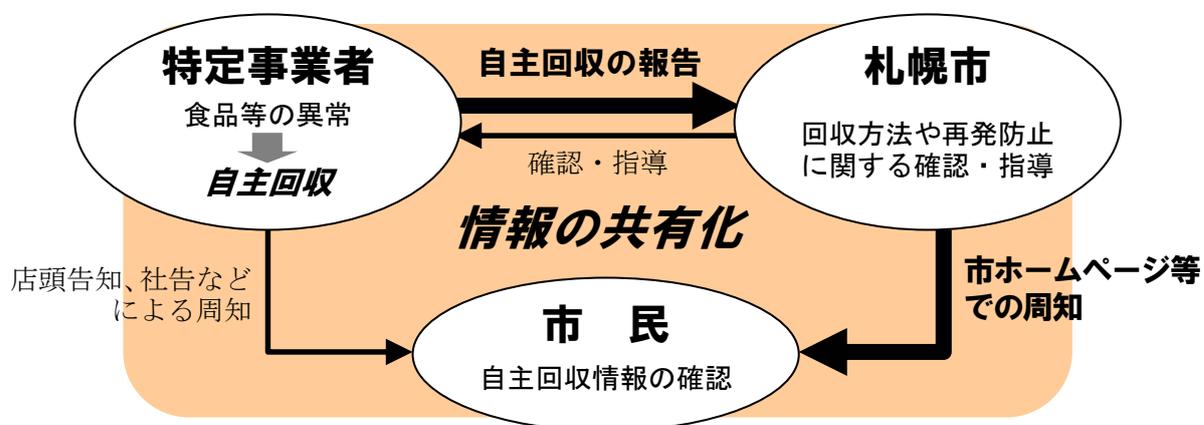
第4項

市長は、本条の規定による自主回収の着手報告及び終了報告を受理したときは、速

やかに公表することとします。

◆自主回収報告制度のメリット◆

- ・ 市民が、特定事業者が行っている自主回収の情報をいち早く知ることにより、食品等による健康被害の未然防止につながります。
- ・ 特定事業者による自主回収の情報が市を通じて広く周知されることにより、製品の回収が促進されます。
- ・ 違反食品等の排除と情報提供に積極的に取り組む特定事業者と市民との信頼関係がより深まることが期待されます。



(緊急事態への対処)

第26条 市長は、食品等による健康への重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急事態」という。）において、当該緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、法令に定める措置を講ずるときを除き、当該緊急事態を招いた事業者に対し、緊急事態である旨及びその内容等の公表、食品等の回収その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対して、あらかじめ、意見の聴取を行わなければならない。ただし、公益上緊急を要する場合は、この限りでない。

本条は、食品等による重大な健康被害の未然防止等のため、迅速に対応する必要がある場合に、本市が行う措置を明らかにしています。

食品衛生法などの関係法令の適用ができない場合で、健康への重大な被害を未然に防止するために、食品の回収など迅速な措置を講じる必要があるときは、本市は、事業者に対して勧告をすることができる旨を規定しています。

また、事業者が、正当な理由がないにもかかわらず、勧告に従わない場合には、その旨を公表することができることとしています。

市民及び観光客等の健康被害を未然に防止するためとはいえ、本条に規定する公表を行えば事業者に対して社会的な制裁を加えることとなります。このため、公表に当たっては、原則として対象となる事業者から意見の聴取を行うこととします。

4 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（第27条）

第4章 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

第27条 市長の附属機関として、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、推進計画について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 推進会議は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

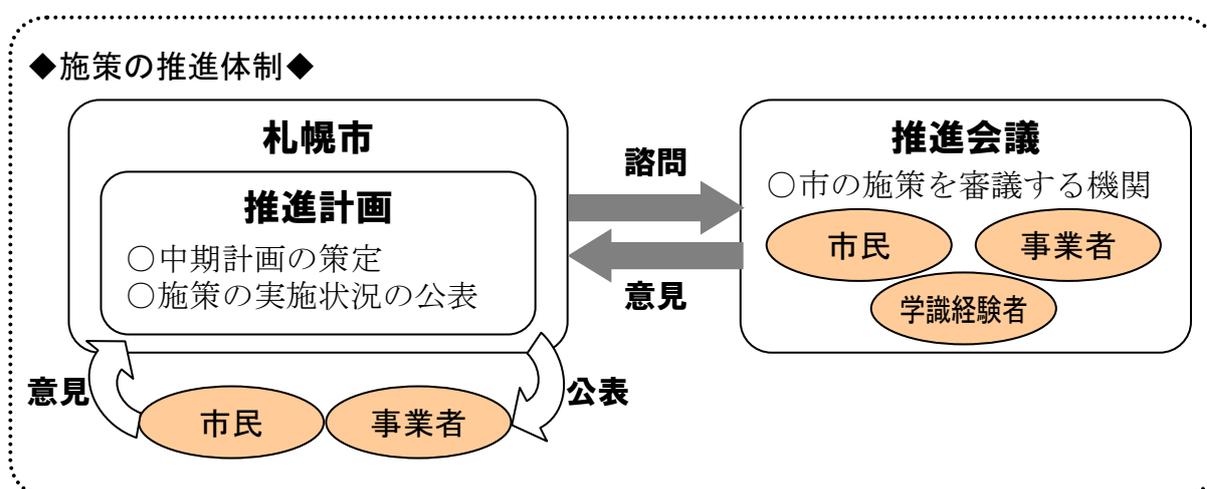
5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

食の安全・安心の確保に関する施策について、市民、事業者、学識経験者等の意見を行政運営に反映させるとともに、本市の取組の透明性を高めるため、市長の附属機関として「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」を設置することを明らかにしています。また、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」は、第8条に規定する推進計画に深く関与することとなります。



5 雑則（第28条）

第5章 雑則

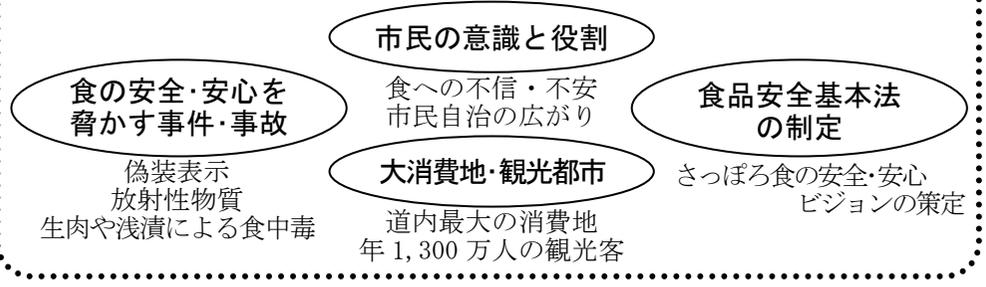
（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

条例を施行する上で必要となる事項については、市長が定めることを明らかにしています。

札幌市安全・安心な食のまち推進条例 骨格図

背景



札幌市安全・安心な食のまち推進条例（案）

目的（第1条）

- 食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進
- 市民・観光客等の健康を守る
- 安全・安心な食のまち・さっぽろを実現する

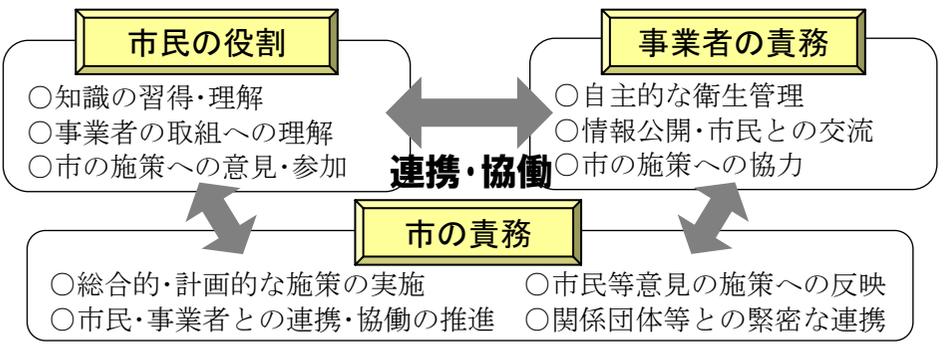
定義（第2条）

- 食の安全・安心
 - ・食品等の安全性並びに食品等に対する市民及び観光客等の信頼
- 安全・安心な食のまち・さっぽろ ○食品 ○食品等 ○事業者 ○特定事業者

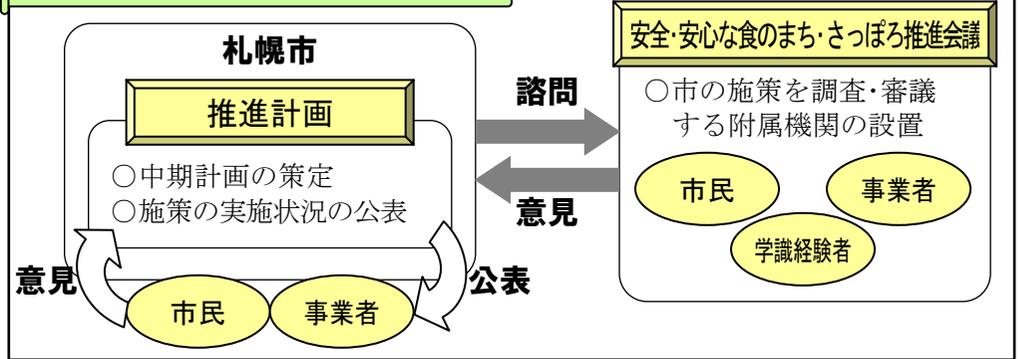
基本理念（第3条）

- 市民・観光客等の健康を守ることが最重要との認識
- 生産から消費までの安全・安心の確保 ○市民・事業者・市の連携・協働
- 科学的知見に基づく対応 ○食産業・観光の振興への寄与

市・事業者・市民の責務と役割（第4条～第6条）



推進体制（第8条・第27条）



基本施策（第9条～第26条）

食の安全・安心の確保

生産から販売までの安全確保

- 生産から販売までの監視、指導等（第9条）
- 調査研究の推進等（第10条）

相互理解の推進

- 情報の収集等及び提供（第11条）
- 事業者による情報の公開及び提供の推進（第12条）
- 情報及び意見の交換の促進等（第13条）
- 適正表示の推進（第14条）
- 地産地消の推進（第15条）

食品等の安全性に関する学習

- 学習の機会の提供等（第16条）
- 食育の推進（第17条）
- 人材の育成（第18条）

環境への配慮（第19条）

市民・事業者の取組の促進

- 市民の自発的な取組の支援（第20条）
- 事業者の自主的な取組の促進（第21条）
 - ・事業者の高度な衛生管理を推進する認定制度の普及
- 表彰（第22条）

食産業・観光の振興への寄与

- 食の安全・安心から付加価値を創出

危機管理の強化・充実

- 危機管理体制の整備等（第24条）
- 自主回収の報告等（第25条）
 - ・自主回収を行った事業者に対する報告の義務付け
- 緊急事態への対処（第26条）
 - ・緊急事態発生時の事業者への勧告・公表

その他（第7条・第28条）

- 財政上の措置（第7条）
- 委任（第28条）